誓約 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

 (入居許可年月日又は入居承継承認年月日・文書番号)

 令和 年 月 日 日 静都建住第 号

(本誓約書の位置付け)

第1条 本誓約書は、請書(様式第 6 号)の一部としての効力を持つ。

(使用目的)

第2条 当該市営住宅を住宅として使用するものとし、他の用途への使用及び賃貸権の譲渡又は転貸することができない。

(賃料)

第3条 当該市営住宅の入居者は、家賃等の使用料を毎月の納期限までに納付しなければならない。

(入居の承継)

第4条 当該市営住宅の入居名義人が同居の親族を残して死亡し、又は退去した場合において、当該同居の親族が引き続き当該市営住宅に入居を希望するときは、様式第 21 号「入居承継承認申請書」を提出し、市長の承認を得なければならない。

(同居の制限)

第5条 当該市営住宅の入居者は、入居時において承認を受けた同居者以外を同居させようとする場合は、様式第 20 号「同居承認申請書」に同居しようとする者の収入を証明する書類、入居者との続柄を証明する書類その 他必要と認める書類を添えて市長の承認を得なければならない。

(異動届)

- 第6条 当該市営住宅の入居者は、次に掲げる異動理由が生じたときは、速やかに、様式 23 号「異動届」に必要と 認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 入居者又はその同居者の職業又は勤務先の変更
 - (2) 入居者又はその同居者の出生による同居者の増加
 - (3) 入居者又はその同居者の氏名の変更
 - (4) 転出又は死亡による同居者の減少

(収入に関する申告)

- 第7条 市営住宅の入居者は、毎年度、様式第10号「収入申告書」により収入に関する申告をしなければならない。
 - 2 市営住宅の入居者は、入居後3年を経過し、収入基準を超過している場合は当該住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(返還と費用負担)

- 第8条 市営住宅を返還する場合は、退去する 15 日前までに、様式第 27 号「返還届」を提出し、その検査を受けなければならない。なお、返還の際は、障子又はふすまの張替え、破損ガラスの取替え、畳の表替及び建具の修繕に要する費用、その他これらに類する費用並びに故意又は過失により毀損した箇所の修復にかかる費用の負担をしなければならない。
 - 2 当該市営住宅を返還する場合、又は公営住宅法及び静岡市営住宅条例並びに本誓約に 規定されている 条項に違反し、入居を取り消された場合は、入居者は当該市営住宅内及び共同施設内にある所有物を収

去し、当該市営住宅を完全に明渡しすること。

- 3 前項の義務を履行せず、又は当該市営住宅の入居者が置き去った物品があるときは、その所有権を破棄したものとみなし、市長がこれを処分しても当該市営住宅の入居者は異議を申立てできない。また、何等の金銭等の請求もできない。なお、現状に復するため処分に要した費用はすべて当該市営住宅の入居者負担とする。
- 4 敷金は、退去時の家賃等の未納額、損害賠償金及び前1項から3項までに要した費用に充当する。

(不利用の届出)

第9条 入居者は、15 日以上当該市営住宅を無人にする場合は、様式第 22 号「不利用届」を提出しなければならない。(この届出なく 15 日以上無人にした場合は、当該市営住宅を退去したものとみなされます。)

(禁止事項)

- 第10条 入居者は、市長の書面による承認なく当該市営住宅の造作・模様替え、その他原状を変更してはならない。 なお、市長の承認を得て実施した現状変更といえども、明渡しに際し、当該市営住宅の入居者は、自費をもっ て原状に復さなければならない。
 - 2 入居者は、当該市営住宅において別表第1に掲げる行為をしてはならない。
 - 1 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 2 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - 3 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
 - 4 当該市営住宅内及び共同施設内において犬、猫等動物の飼育すること。
 - 5 当該市営住宅を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - 6 当該市営住宅又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - 7 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
 - 8 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
 - 9 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
 - 3 入居者は、当該市営住宅の明渡しに際し、市長に移転料、立退料、その他如何なる名目でも金銭等の請求ができない。

(善管注意義務)

- 第11条 入居者は、公営住宅法及び静岡市営住宅条例並びに本誓約に規定されている条項を遵守し、且つ室内の 清掃・衛生管理・火元管理・漏電または漏水事故の防止管理、室内換気を行い結露及びカビの発生防止に努 めるなど、善良なる管理者の意識と注意をもって利用しなければならない。
 - 2 入居者は、市営住宅の敷地、共用階段、廊下等について、市長の指示に従い、他の利用者と協調して、共用しなければならない。

(入居期間中の修繕)

- 第12条 入居者は、市長が施設の管理に必要な修繕を行う場合、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を 拒否することができない。
 - 2 入居者は、前項に掲げる修繕が入居者の責めに帰すべき事由により必要となった場合は、その費用を負担する。

(立入り)

第13条 入居者は、市営住宅の防火、構造の保全その他市営住宅の管理上特に必要があるときは、正当な理由がある場合を除き、住宅への立入りを拒否することができない。

静岡市営住宅条例及び静岡市営住宅施行規則並びに関係法令を遵守するとともに、この請 書の内容について、下記記載の市職員又は指定管理者から説明を受け、遵守することを誓約し ます。違反行為があった場合には、住宅の明け渡し請求をされても異議ありません。

入居者 住 所 静岡市

住宅名 団地 棟 号室

ふりがな

氏 名

説明日 年 月 日